

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	渥 美 誠	
出席	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出席	副 会 長	山 田 臣 一	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	堀 田 守	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	飯 田 勝	
出席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	服 部 鉄 男	
出席	委 員	後 藤 和 子	
出席	委 員	山 田 真 弘	
欠席	委 員	清 水 利 泰	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	滝 川 豊 彦
課長補佐（事務担当）	小 島 邦 孝
主 任（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	溝 口 雅 也

進行要領

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 令和元年11月20日(水) 午前9時00分から午前9時20分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員(14人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(1人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 議案第27号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願</p> <p>日程第 6 決定第 8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 7 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p>日程第 8 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地改良届出書</p> <p>日程第 9 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員 (4人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 小島邦孝 主任 若松孝志 主事 溝口雅也である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>定刻となりましたので、只今より、令和元年11月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しく申し上げます。</p>
事務局長	

会長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は15名中14名で、定足数に達しておりますので、只今より11月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号13番 山田 真弘 委員

議席番号 2番 堀田 守 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第24号	農地法第3条の規定による許可申請	4件
議案第25号	農地法第4条の規定による許可申請	1件
議案第26号	農地法第5条の規定による許可申請	6件
議案第27号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての 証明願	1件
決定第8号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について	41件
専決報告	1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出	9件
	2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	1件
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	8件
	2. 農地改良届出書	1件

会長

それでは、議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請4件について審議をお願いします。なお、議案番号4番については、総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当します。先に、議案番号4番の審議をおこないますので、関係委員は退席をお願いします。

《関係委員 退席》

それでは、議案番号 4番 の説明をお願いします。

事務局	<p>《事務局説明》(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)</p> <p>以上、議案番号4番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案番号 4番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請 4番について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>それでは関係委員に入ってもらって下さい。</p> <p>《関係委員 着席》</p> <p>続きまして、議案番号 1番から3番 について、審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番から3番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)</p> <p>以上、3件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案番号 1番から3番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請1番から3番について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では234枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては防草シート敷とし、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。</p> <p>以上、1件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第25号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請 6件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、昭和54年から保育園を運営しています。当初は、スクールバスでの送迎が大半でしたが、ライフスタイルの変化から、スクールバスは廃止され、保護者が自家用車などで送迎を行っている状況です。現在、保育園北側に乗用車が数台駐車できる駐車場がありますが、道路が狭く、園児の送迎が集中する時間帯は保護者の送迎用車両で混雑し、周辺住民に大変迷惑を掛けている状況です。この状態を改善するには、新たに駐車場を整備する必要があり、今般の申請にて、保育園に隣接する申請地を買い受け、駐車場として利用する計画です。</p>

事務局	<p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成元年に愛西市で会社を設立し、倉庫業や貨物自動車運送業を営んでいます。事業も順調に推移し、平成29年には流通倉庫を増築することができました。倉庫を増築したことで従業員を増やしたため従業員用の駐車場が大変不足している状況です。また、荷物の取扱量も急激に増えたため大量の空きパレットの保管場所の確保が難しくなり、一時的に通路などに置いているためフォークリフトの往来にも支障が出ています。この状態を改善するには駐車場及び資材置場を新たに設置する必要があります。今般の申請にて、工場敷地に隣接する申請地を買い受け、駐車場及び資材置場として利用する計画です。</p> <p>(3番から4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、申請地の北側に住居を構えて生活しております。狭い敷地いっばいに住宅が建っているため、敷地内に車を乗り入れることができない状況です。また、接道する道路も狭く、来客があった場合は、遠くのコインパーキングに停めていただくなど大変不便な状態です。自宅周辺で駐車場を探しましたが見つからず、困っていたところ、自宅の南側の土地を譲っていただけることになりました。この土地を利用することで南側の広い道路に接続することができ大変便利になります。今般の申請にて、申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。</p> <p>(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、一宮市内の賃貸住宅で夫婦2人で生活しております。今後、子どもを持つことを考えると今の賃貸住宅では手狭であり、自己用住宅を持つことに決めました。将来、両親の介護が必要な場合にすぐに手助けができるよう、実家の近くで農地以外の住宅用地を探しましたが見つからず、今般の申請にて、父が所有する実家の隣接地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、愛西市内でイチゴを中心とした農業経営を行っています。イチゴを収穫したあと、大きさを選別し、パックに詰める作業が必要です。そのため収穫や出荷に使用する車両と、従業員用の駐車場を借りていますが、駐車場の貸主から契約を解除したいとの申し出があったため、作業場に近く、同等規模の駐車場を見つけなければ経営が成り立ちません。困り果てていたところ、条件に合う土地を譲っていただけることとなりました。今般の申請にて、作業場に隣接する農地を譲り受け、駐車場として利用する計画です。</p> <p>以上、6件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第26号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p>

<p>会長</p>	<p>それでは議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請 6件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第27号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願 1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番の願出者住所氏名・土地の所在・地目・面積、事由を朗読及び説明)以上、1件につきましては、生産緑地の解除に必要な、主たる従事者の証明を行うものです。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第27号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第27号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第 8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番から41番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p> <p>決定第8号の農地利用集積計画につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から41番、全体筆数102筆、面積は114,949㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受人となって利用権設定された筆数は52筆、58,408㎡でございます。あいち海部農業協同組合さん以外の受人は9名の方々で、合計50筆、面積は39,325㎡でございます。内容につきましては、作物はイチゴ、水稻、れんこん、花き、蔬菜でございます。公告年月日は2019年11月29日、契約開始年月日は2019年12月1日でございます。権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第 8号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 8号 農業経営基盤強化促進法第 18条第 1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第 3条の 3 第 1項の規定による届出 1番から 9番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、9件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第 5条第 1項第 6号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、専決報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第 18条第 6項の規定による通知 1番から 8番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、8件の合意解約の通知を受付いたしました。</p>

事務局	<p>(報告 農地改良届出書 1 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明) 以上、1 件の届出書を受付いたしました。報告は以上です。</p>
会長	<p>只今、報告 2 件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、11 月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時20分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和元年11月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 13番委員 山 田 真 弘

議事録署名者

議席番号 2番委員 堀 田 守